

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

2 平成14年度第1回定期監査結果報告（平成15年1月22日監査報告第3号）に基づく市長の措置について

(1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(5) 市営地下鉄既存駅舎エレベーター等整備事業について改善を求めるもの（福祉局）</p> <p>福祉局では、共生のまち推進事業の一環として、市営地下鉄既存駅舎へのエレベーター等整備事業を推進している。整備に当たっては、年度当初に対象となるすべての駅について設計から工事までを一括して交通局に依頼し、完成後、交通局に移管しているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 詳細設計書の提出がないまま整備工事が施工されているため、依頼した工事内容の確認ができない状況であるとともに、交通局から検査調書、精算内訳書、図面等の提出がないまま福祉局において完了検査を行っていたことから、エレベーター設置工事と関連のない改修工事の費用を負担しているもの</p>	<p>ア 平成15年度から、あらかじめ詳細設計書等により福祉局事業の範囲等を福祉局と交通局の双方で確認することを徹底しました。</p> <p>また、平成14年度に完成した駅のエレベーターの完了検査においては、交通局から契約書、図面及び検査調書等の写しを提出させ、内容を確認しました。</p> <p>エレベーターと関連のない費用を支払ったことに関しては、平成15年5月に交通局から戻入させました。</p>
<p>イ 交通局が工事請負業者等へ支払う前払金相当額を前金で支払っているが、その金額が実際に必要な額以上となっているもの</p>	<p>イ 平成15年度から、工事の概算執行予定金額に基づき、工事等の契約ごとに前払い相当額を算出し、必要な時期に支払うよう改めました。</p>

<p>ウ 完成後、公有財産台帳への登録を行っておらず、交通局への移管に際して適正な手続がなされていないもの</p>	<p>ウ 指摘以降に完成したことから、エレベーターを財産として扱うこととし、公有財産台帳への登録を行ったうえで、交通局へ移管するよう改めました。</p>
<p>(8) 福祉施設入所者からの預り金の管理等について改善を求めるもの (福祉局)</p> <p>「公金外現金事務処理要領」は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用対象とならない金銭で、業務の関係上本市職員が出納及び保管をせざるを得ないものを公金外現金と定義し、公金と同様、厳正な取扱いを行うものとしている。</p> <p>障害者福祉施設や養護老人ホーム等では、局が独自に定めた取扱要領(以下「局要領」という。)に基づき、入所者の預金や現金などの財産を施設ごとに本人又は家族からの依頼により預かっているが、これら公金外現金の出納及び保管の状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、局要領の見直しを含め適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 預り金の額が多額になっているもの</p> <p>イ 預り預金の一部について、出納簿が備えられておらず、また、出納に際して決裁を行っていないもの</p> <p>ウ 公金外現金取扱状況一覧表の作成や、定期的な検査が行われていないなど取扱状況の把握が不十分であるもの</p>	<p>預り金については、原則として預貯金として管理しておりますが、平成15年度からは、貸金庫の利用や施設内金庫にセンサーを設置するなど、安全性を高めました。</p> <p>また、平成16年8月から出納簿を備え決裁を行うこととし、公金外現金取扱状況一覧表を作成し、定期的な検査体制を整えて、公金外現金事務処理要領の趣旨を踏まえた適正な処理を行うように改めました。</p>
<p>(11) 横浜市船舶廃油処理場の運営について改善を求めるもの (港湾局)</p> <p>港湾局では、港湾区域及びその周辺海域において、海洋環境の保全を図るため、小型内航タンカー船内から生じた廃油を船から直接受け入れ、適正に分離処理する施設として、廃油処理施設を設置している。横浜市船舶廃油処理場の運営業務については、設置当初から横浜市船舶廃油処理場運営会に委託しているが、船舶の二重底化による機能向上等により処理量が年々低下し、平成13年度の年間処理量は18,000m³になっている。</p> <p>これは、年間処理量の最大値を記録した昭和48年度の617,000m³と比較すると約97%処理量が減少しており、現在施設の有する処理能力を考慮しても有効に施設が使用されているとは言い難い実態が見受けられた。</p> <p>施設のあり方の検討については、平成5年度か</p>	<p>横浜市船舶廃油処理場については、平成16年3月4日に、国土交通大臣あてに廃油処理事業の廃止届を提出し、同年3月10日に受理されました。また、同年3月25日に『横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例』及び『横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する等の規則』を公布し、平成16年4月1日をもって同施設は廃止しました。</p>

ら関係機関と調整を行っているところであるが、
早期に結論を出せるように積極的な取組をされたい。